



2025年4月17日

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 貴佳
(コード番号 8914 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 大滝 保晃
TEL 03-3526-8555

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

本自己株式の処分は、当社の取締役に対しては、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに行い、当社の執行役員に対しては、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の割当てを受ける方法により行います。

①当社の取締役に対する処分の概要

(1) 割 当 日	2025年5月16日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 24,549株
(3) 処分価額	1株につき2,000円
(4) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除く）4名 24,549株
(5) そ の 他	割当予定先に対する本自己株式処分は、取締役の報酬として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額は、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025年4月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（2,000円）であり、その総額は49,098,000円です。

②当社の執行役員に対する処分の概要

(1) 割当日	2025年5月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,032株
(3) 処分価額	1株につき2,000円
(4) 処分価額の総額	2,064,000円
(5) 割当予定先	当社執行役員1名 1,032株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2021年3月24日開催の第26回定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与について、既存の金銭報酬枠の範囲内で、当社の取締役に対して年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の譲渡制限付株式を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年5万株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の発行又は処分から3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。当社は、当社の執行役員（以下、当社の取締役を含めて「対象取締役等」といいます。）に対して、当社の対象取締役と同様の本制度を導入しております。

当社は本日開催の取締役会において、対象取締役等5名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲、その他諸般の事情を勘案の上、対象取締役より金銭等の払込みを要せず、また当社執行役員より当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式25,581株（以下「本割当株式」といいます。）を割当てることを決議いたしました。なお、譲渡制限期間は5年としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は2025年5月16日（割当日）から2030年5月15日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間の間、継続して当社取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合、割当日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算

の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は上記(2)で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、割当日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年4月16日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,000円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上